

消 防 水 利

開発区域及び開発区域周辺に消防に必要な水利が十分でない場合に設置する消防の用に供する貯水施設に関する技術的細目は、消防法第20条第1項の規定に基づく「消防水利の基準（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）」及び「埼玉西部消防組合消防水利の設置及び防災上の配慮に関する基準（平成25年4月1日消防局訓令第26号）」に適合すること。